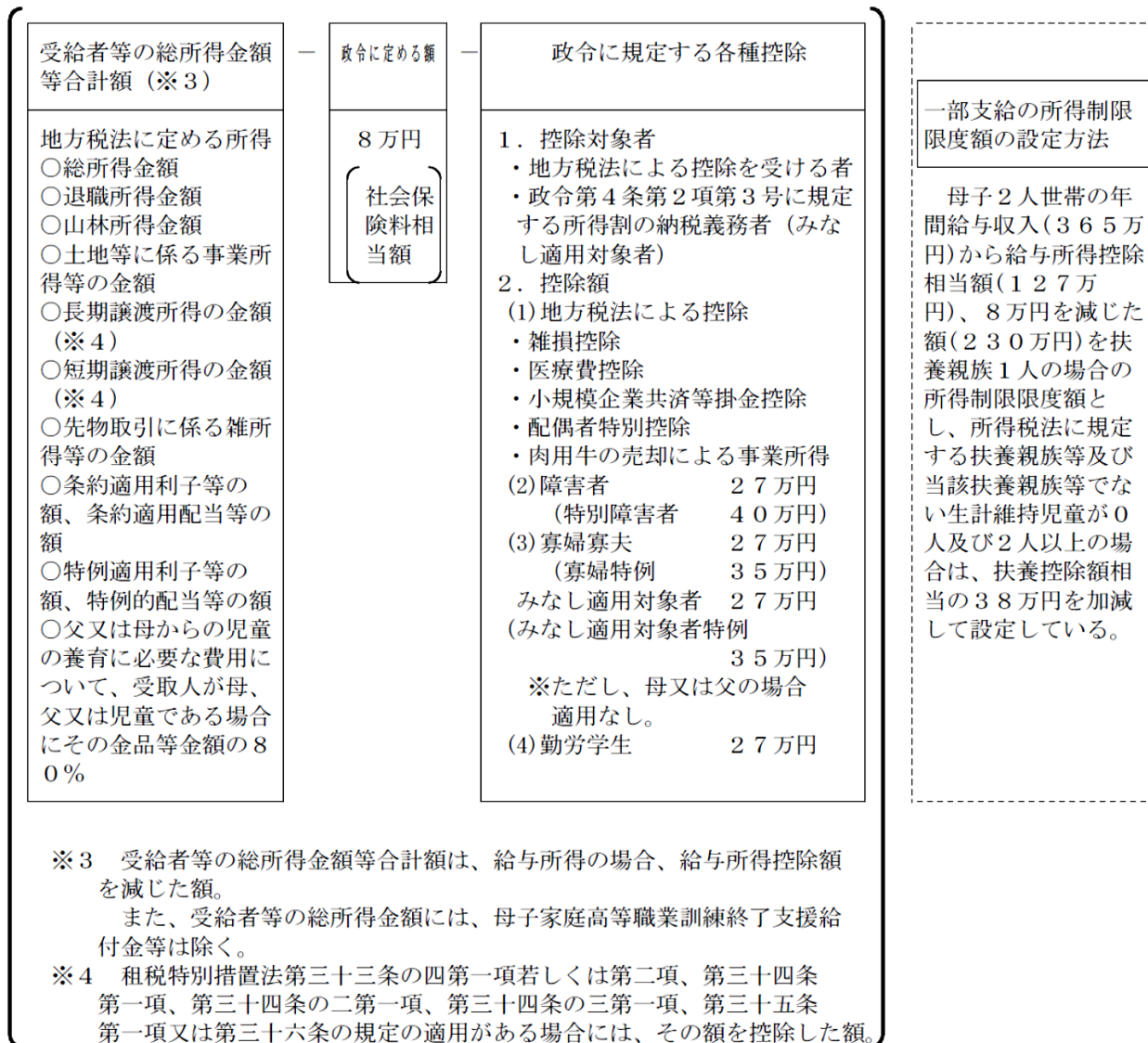


所得制限の仕組み

手当の所得による支給制限は、政令で定める計算により求められた受給者等の所得（※1）が、受給者等の扶養親族の数に応じて政令で定める所得制限限度額（※2）以上であるときに行われる。

<p>※1 児童扶養手当施行令により計算される受給者等の所得</p>	≥	<p>※2 扶養親族数別の所得制限限度額</p>
--	---	------------------------------



（注） 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者についての限度額（所得ベース）は、次の額を加算した額とする。

- 1 本人の場合は、
 - ①同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族1人につき10万円
 - ②特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）1人につき15万円
- 2 孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円